

＜特定希少野生動植物保護区 6箇所 (平成21年3月6日指定)＞

保護区の名称	保護区の所在
片上地区カスミサンショウウオ保護区	今治市波方町樋口字大平乙 206 番 1 地先
宅間地区カスミサンショウウオ保護区	今治市宅間字ヨシヲシ乙 227 番 2
台地区ダルマガエル保護区	今治市大三島町台 530 番 3
庄内地区ハッチョウトンボ保護区	西条市旦之上乙 1 番 12
織田ヶ浜ハマビシ保護区	今治市東村一丁目甲 859 番 30 地先
織田ヶ浜ウンラン保護区	今治市東村三丁目甲 582 番地先

## 5 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物の種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類336種、獣類60種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの繁った場所は、旅鳥が休息や摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来し、南予地方の西予市では、18年から8季連続でコウノトリの滞在を確認している。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。

### (1) 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき平成24年3月に作成した第11次鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

#### ① イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県内全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるイノシシ適正管理計画を平成16年3月に策定し、被害が急増する以前の水準となる平成5年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標に、狩猟期間を延長するなど捕獲数の強化策に努めた結果、農林作物被害額の増加は抑えることができたが、依然として被害レベルは高水準であった。このため、平成24年3月に第3次イノシシ適正管理計画を策定し、引き続き、科学的・計画

的な保護管理に取り組んでいる。

○イノシシ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 平成16年4月1日～19年3月31日  
第2次計画 平成19年4月1日～24年3月31日  
第3次計画 平成24年4月1日～29年3月31日
- ・ 目 標：農産物の被害レベルを平成5年度程度に抑える
- ・ 個体数管理：平成17年度から22年度の平均捕獲頭数の2.4倍である年間25,000頭を目標に捕獲に努める
- ・ 方 法：狩猟期間を11月1日から3月15日まで1ヵ月半延長（法定の狩猟期間に対し2週間前倒し及び1ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるわなの捕獲）

② ニホンジカ適正管理計画

近年、特に南予南部地域におけるニホンジカによる農林業被害が著しく増加し、深刻な状況となっていることから、ニホンジカによる農林作物被害を軽減し、人とニホンジカとの共存を図っていくため、ニホンジカの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるニホンジカ適正管理計画を平成20年10月に策定し、対策を講じてきたが、南予南部以外の県内各地においても生息域の拡大が見られ被害が確認されたことにより、平成24年3月に、県内全域を対象とした第2次ニホンジカ適正管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

同計画においては、推定生息頭数が約16,000頭であり、適正生息頭数8,000頭を大きく上回っていることから、その生息数を適正なレベルにコントロールすることを目標としており、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

○ニホンジカ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 平成20年11月1日～24年3月31日  
第2次計画 平成24年4月1日～29年3月31日
- ・ 区 域：第1次計画 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町  
（ただし、島しょ部は除く。）  
第2次計画 県内全域
- ・ 目 標：生息数を適正なレベルに抑える。
- ・ 個体数管理：生息数を適正なレベルにコントロールする年間3,500頭を目標に捕獲に努める。
- ・ 方 法：狩猟期間を11月1日から3月15日まで1ヵ月半延長（法定の狩猟期間に対し2週間前倒し及び1ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法

の一部解除（くくりわなの輪の直径が 12 センチメートルを超えるわなの捕獲）、捕獲数の制限の解除（1日当たりの捕獲数は、制限なし）

③ 鳥獣保護区の指定等

平成26年度においては、鳥獣保護区 9 箇所を更新し、平成27年 3 月末現在、鳥獣保護区60箇所（うち国指定 1）、特別保護地区12箇所（同 1）を指定している（表 2-4-7）。

表 2-4-7 鳥獣保護区指定状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

指 定 区 分	鳥 獣 保 護 区		特 別 保 護 地 区		特別保護指定区域	
	箇 所 数	面 積 (ha)	箇 所 数	面 積 (ha)	箇 所 数	面 積 (ha)
大 規 模 生 息 地	1 (1)	9,502 (9,502)	1 (1)	802 (802)		
森 林 鳥 獣 生 息 地	31	14,169	9	1,246	1	135
集 団 渡 来 地	6	40,145	1	74		
身 近 な 鳥 獣 生 息 地	19	750.8				
計	57 (1)	64,566.8 (9,502)	11 (1)	2,122 (802)	1	135

注（ ）内は、国指定で内数

④ 鳥獣保護員の配置

平成26年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護員を県内に 52名配置し、鳥獣保護事業の円滑な運営を図っている。

⑤ 愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

⑥ 生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。平成26年度における捕獲の状況は、表 2-4-8 のとおりである。

表 2-4-8 有害鳥獣捕獲状況

鳥 類		獣 類	
種 別	数 量	種 別	数 量
カ ラ ス 類	3,702(羽)	ノ ウ サ ギ	76(羽)
ヒ ヨ ド リ	5,255(羽)	イ ノ シ シ	12,974(頭)
ス ズ メ 類	276(羽)	ニ ホ ン ジ カ	4,122(頭)
ド バ ト	346(羽)	ニ ホ ン ザ ル	400(頭)
キ ジ バ ト	40(羽)	タ ヌ キ	1,335(頭)
そ の 他	139(羽)	そ の 他	852(頭)
計	9,758	計	19,759

⑦ ガンカモ科鳥類生息調査

毎年 1 月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。平成26年度の

ガンカモ科鳥類の生息調査結果は、表2-4-9のとおりである。

表2-4-9 生息調査結果

調査箇所	調査面積 (ha)	個 体 数 (羽)	
		ガン・ハクチョウ類	1
284	21,315.8	カモ類	25,746
		計	25,747

## (2) 適正な狩猟の推進

平成27年3月現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類28種、イノシシ、ニホンジカ等の獣類20種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第11次鳥獣保護事業計画に基づいて、休猟区及び特定猟具使用禁止区域の指定、キジの人工増殖による放鳥、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成15年度に鉛製銃弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を行っている。

### ① 狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付

平成26年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-4-10及び表2-4-11のとおりである。

表2-4-10 狩猟免許試験実施状況

(単位：人)

種 別	法第49条第1号該当者			そ の 他 の 者			合格者 計
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者	
網 猟	0	0	0	1	1	1	1
わな猟	49	49	45	251	247	203	248
第一種銃猟	15	15	12	78	77	62	74
第二種銃猟	3	3	3	4	3	3	6
計	67	67	60	334	328	269	329

注1 「法第49条第1号該当者」とは、異なる種の既狩猟免許所持者及び災害その他やむを得ない事由により狩猟免許の更新を受けることができなかった者をいう。

2 「網猟」は網、「わな猟」はわな、「第一種銃猟」は装薬銃、空気銃、「第二種銃猟」は空気銃

表2-4-11 狩猟者登録者数内訳

(単位：人)

登録の種類	県内者	県外者	計
網 猟	6	0	6
わな猟	1,698	13	1,711
第一種銃猟	1,964	69	2,033
第二種銃猟	98	0	98
計	3,766	82	3,848

### ② 休猟区の指定

狩猟鳥獣の保護を図るため、第11次鳥獣保護事業計画に基づき、平成26年度に26箇所、延べ39,256haの休猟区を指定するとともに、平成23年度に指定した21箇所

32, 155haを期間（3年間）満了に伴い開放した。この結果、平成26年度末現在の県内の休猟区は、全体で86箇所、総面積は、135, 655haとなった（表2-4-12）。

また、指定したすべての休猟区について、イノシシ適正管理計画及びニホンジカ適正管理計画の達成を図るため、イノシシ及びニホンジカの捕獲等を行うことができる特例休猟区に指定した。

表2-4-12 休猟区指定状況

指定年度	箇所	面積 (ha)	指 定 期 間
24	30	46, 404	平成24年11月 1 日から平成27年10月31日まで
25	30	49, 995	平成25年11月 1 日から平成28年10月31日まで
26	26	39, 256	平成26年11月 1 日から平成29年10月31日まで
計	86	135, 655	

③ 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定

猟銃による危険を防止するため、第11次鳥獣保護事業計画に基づき平成26年度に、再指定6箇所を行い、この結果、平成26年度末の特定猟具使用禁止区域（銃）は、全体で69箇所、総面積は 9, 682. 83haとなった。

④ 指定猟法禁止区域の指定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛製銃弾を使用した狩猟鳥獣の捕獲を禁止する指定猟法禁止区域を、平成15年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44. 8ha指定している。

⑤ 放鳥事業の実施

本県では、狩猟鳥獣の資源を維持し、狩猟の永続化を図るため、養殖キジを新たに指定する休猟区に放鳥することにより、自然な増殖を促している。平成26年度には、一般社団法人愛媛県猟友会に委託してキジ 1, 800羽を養殖し、放鳥した。

⑥ 狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中（毎年11月15日から翌年2月15日（ただし、イノシシ・ニホンジカについては、11月1日から3月15日まで））に限り行えることとなっており、県では年2回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

**第3節 農山漁村における里地・里山、里海の保全と再生**

**1 中山間地域における多面的機能の保全**

**【現状】**

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産業の生産の場のみならず、水源かん養や水質浄化、災害の防止、野生動植物の生育・生息の場、環境学習の場などの多面的な機能を有し、また、美しくやすらぎのある良好な景観を形成している。

しかしながら、人口の減少、高齢化の進行などにより、地域コミュニティ機能の低下や農林水産業の担い手の不足、耕作放棄地の増加などの問題が顕在化し、中山間地域における多面的機能の発揮が危惧される状況にある。

### 【施策の方向】

中山間地域の多面的機能は、農業生産による、農地・農業用水路・ため池等の持続的な利用によって発揮されることから、農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図ることで、将来にわたって多面的機能を発揮できる里地・里山・里海の保全と再生に努める。

このため、地域の実情に応じたきめ細かな生産基盤整備の実施により農業振興を図るとともに、農業者が行う共同活動だけでなく地域住民など多様な主体の参画を得た共同活動にも支援を行い、担い手農家の管理労力を低減し規模拡大による担い手の育成・強化に努める。また、地域ぐるみの活動や都市との交流の促進などにより、活力ある農山漁村づくりを進める。

### 【主な取組内容】

- ・ 農業の担い手の確保や農地の利用集積により農業経営基盤の強化を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・ 国の助成制度等を活用し、耕作放棄地の再生を進める。
- ・ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全・活用を促進する。
- ・ 集落点検やワークショップの開催等を通じて、中山間地域における用排水路・ため池・農道・農地等の多面的機能の保全と、これら施設の利活用に係る整備、若しくはこれに関する住民活動を支援する。



棚田ふれあい教室



農家を含めた地域住民の植栽活動

## 2 自然生態系に配慮した公共事業の推進

農村地域の水田やため池、農業用水路などは、自然と一体になって豊かな生態系を形成しており、これらの施設などを整備改修する農業農村整備事業では、自然環境との調和に配慮しながら事業を実施している。

事業の実施に当たっては、計画段階から事業実施地域及びその周辺の環境情報を事前に把握するため、平成 16 年度から動植物の生息状況等を調査する環境概査を開始し、これまでに 197 地区において実施している。この環境概査は、生物の生息・生育状況、生態系の特徴、農業生産等の地域活動とのかかわり、親水・景観機能の状況等の概要について、文献調査、聞き取り調査及び現地調査を行うもので、その結果をもとに、有識

者等で構成される「愛媛県農業農村整備事業に係る環境情報協議会」の意見を踏まえ、環境配慮対策を検討し、事業の実施に反映させることとしている。



環境概査（ため池現地調査）の状況



環境配慮事例(移植活動)

### 3 森林、山村の活性化による多面的機能の保全

#### (1) 背景

本県の県土面積の7割を占める森林は、木材などの林産物を供給するばかりでなく、「緑のダム」として水資源を貯えたり、山崩れなどの山地災害を防止するなど、さまざまな働きをしている。

しかしながら、今日、山村では木材価格の低迷による採算性の悪化と、過疎化や高齢化の進行などから林業生産活動が停滞し、成熟期を迎えつつあるスギ・ヒノキの人工林では、間伐などの必要な手入れがなされることなく放置される森林（写真1、2）が増加しており、森林の持つ優れた諸機能の低下が危惧されている。

（写真1）

（写真2）



林内は真っ暗で、植栽木も細く災害を受けやすい状態となっている。



林床には植生がなく、地表を流れ下る雨水により表土が流亡している。

#### (2) 県における取組

##### ① 林業従事者の育成

森林の公益的機能を発揮させるためには、地域を担う林業労働力の確保を早急に図る必要があることから、平成18年度に策定した愛媛県林業労働力確保促進基本計画に沿って、新規参入者の安定確保を図ることとしており、各種の林業技術者養成研修を実施するとともに、研修や高性能林業機械の導入等への助成を行うなど、森林整備の担い手の確保・育成に取り組んでいる。

また、近年、建設業等異業種からの林業への参入が増加傾向にあることから、フォレストマイスター養成支援事業において基礎的な研修から実践的な研修まで幅広い研修を実施してきた。これにより、林業労働力の減少・高齢化に歯止めがかかりつつある。

#### 林業新規参入者数の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
林業新規参入者数（人）	135	120	76	54	49

#### ② 森林整備の推進

県では、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、森林の環境資源としての役割を重視し、保水機能の高い水源林を整備する事業や、公益上重要であるにもかかわらず放置された森林について管理する事業及び県民参加の森林づくりを目指した事業等、新たな視点に立った森林の整備を強力に推進している。



#### 【暗い林内】

適切な間伐が実施されていないため、林内に光が差し込まず真っ暗なスギ・ヒノキ林。植栽木は、か細く地表面に植生が見られない。



#### 【間伐後明るくなった林内】

間伐を実施したことにより、林内が明るくなる。



#### 【間伐実施一年後の林内】

間伐を実施して一夏を越えた林内では、適度の光が林内に差し込み、地表面に下草が生えてきた。

また、森林の有する水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の所期の機能の維持・増進を図り、公共目的を達成するため、復旧治山事業、水源地域整備事業、保安林整備事業等の治山事業を積極的に推進し、健全な森林の育成を行っている。



### 間伐実施面積の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
間伐実施面積 (ha)	8,907	8,005	5,659	6,120	5,027

#### ③ 森林環境税の活用

これまで森林は、主に林業者や国、地方公共団体によって、造成・維持・管理が行われてきたが、県民や社会からの多様な要請や期待の高まりから、従来の体制や方法では、県民のニーズに応えることができなくなってきた。

そこで、これまで県が進めてきた「森林そ生」対策を更に一步進めるために、平成17年度から森林環境税を導入し、県民参加による「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を実現するための様々な施策を実施している。

森林環境税を活用した施策では、緊急に整備が必要な森林の集中的な機能回復を目指す「森をつくる」事業や、木材利用の意義、安定的な供給、多様な用途などの普及啓発を推進する「木をつかう」事業、森との触れ合いを通じて森林の重要性に対する理解を深め、県民参加の森林づくりを促進する「森とくらす」事業のほか、市町や県民が自ら企画、立案、実行する森林づくり活動に対し支援する公募事業などを実施している。

#### 森をつくる

##### 森林そ生集団間伐促進事業

(森林そ生推進団地内における森林整備)



##### 集落等山地災害危険地区整備事業

(土砂流出防止機能を高める森林整備)



##### 松林保全事業

(県木である松林の保全)



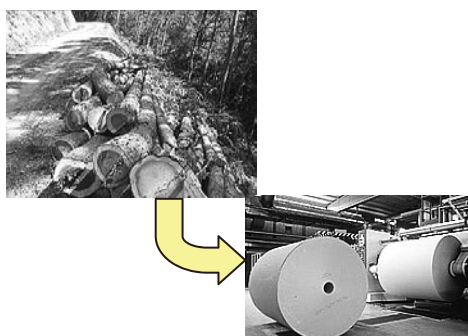
##### フォレスト・マイスター養成支援事業

(森林を整備する作業技術者等を養成)



木をつかう

木質バイオマス利用促進事業  
(木質バイオマスの利用促進)



えひめ材住宅普及啓発事業  
(木造住宅の建設を促進)



公共施設木材利用推進事業  
(公共施設の木造化)



木の香る公園施設整備事業  
(都市公園の施設を木造化)



愛媛県産材製品市場開拓促進事業  
(県産材の販売体制整備や大消費地での  
市場開拓等を支援)



森とくらす

県民と森との交流促進事業  
(県民と森との交流促進)



自然観察会開催事業  
(青少年を対象とした自然観察会)



森とのふれあい活動促進事業  
(県民の森林づくり活動を支援)



巡回展「森の博物館」開催事業  
(森林や自然に関する展覧会の開催)



「森林わくわく体験」推進事業  
(幼稚園や小中学校に対する森林  
環境教育)



## 公募事業

### 市町提案公募事業

区 分	実 施 内 容		
	件数 (件)	事業費 (円)	補助金額 (円)
森をつくる	2	2,734,380	1,322,000
木をつかう	3	25,784,000	8,549,000
森とくらす	0	0	0
計	5	28,518,380	9,871,000

森をつくる活動



### 県民活動提案公募事業

大区分	小区分	実 施 内 容		
		件数 (件)	事業費 (円)	補助金額 (円)
森をつくる	間 伐	4	864,076	859,000
	植 樹	4	809,678	808,000
	竹林整備	7	1,820,699	1,801,000
	環境整備	3	1,862,307	1,589,000
	計	18	5,356,760	5,057,000
木をつかう	木材普及	4	1,488,032	1,481,000
	木 工	12	4,507,050	4,302,000
	計	16	5,995,082	5,783,000
森とくらす	環境教育	10	2,654,379	2,617,000
	森林体験	4	669,513	666,000
	炭焼き	1	298,729	290,000
	計	15	3,622,621	3,573,000
合 計		49	14,974,463	14,413,000

木をつかう活動



森とくらす活動



## 森林環境税を活用した施策の実績（平成26年度）

○ 基金繰入額 544,738,678円

積立金	内容	訳	予算額	決算額	差引額
森林環境保全基金積立金	森林環境税を財源に、県民で支える森づくりの理解と参加の促進及び、公益的機能を発揮できる森林の保全・整備の事業を計画的かつ確実に実施するため、基金を積み立てる。	① 森林環境保全基金積立金	545,250,000円	544,738,678円	511,322円

○ 歳出額

事業名	内容	事項名	予算額	決算額	差引額		
森をつくる活動	生活に欠くことのできない森林を、水源かん養や山地災害防止、生物多様性の保全などの公益的機能の向上を図るために整備保全するとともに、野性鳥獣による森林被害の防止対策を実施するほか、必要な技術者等の人材の育成を進める。	① 森林そ生集団間伐促進事業 施策コストを軽減させるための施業地の圃地化や作業道開設等と森林の整備	132,000,000円	126,851,646円	5,148,354円		
		② 集落等山地災害危険地区整備事業 山地災害危険地区の森林を土砂流出防止機能の高い健全な森林へ誘導	56,000,000円	55,014,364円	985,636円		
		③ 松林保全事業 県木である松を守るための松林保全活動を支援	6,188,000円	2,564,872円	3,623,128円		
		④ フォレスト・マイスター養成支援事業 森林を面的・効果的に整備する作業技術者等を養成	11,700,000円	11,526,088円	173,912円		
		⑤ 奥地水源林保全整備事業 ダム等の奥地水源地域の放置森林を水土保全機能を回復させるために整備	35,685,000円	35,685,000円	0円		
		⑥ ニホンジカ森林被害防止対策事業 ニホンジカによる森林被害等を軽減し、森林を保全	10,000,000円	8,755,000円	1,245,000円		
		⑦ 有害鳥獣総合捕獲事業（ニホンジカ緊急捕獲事業） ニホンジカによる森林被害を軽減し、森林を保全	5,855,000円	5,855,000円	0円		
		⑧ 優良種苗確保事業 健全な森林を造成するため優良な苗木を確保、提供	9,083,000円	7,558,573円	1,524,427円		
		⑨ ニホンジカ個体数調整実証事業 ニホンジカによる森林被害等を軽減し、森林を保全	1,600,000円	1,566,400円	33,600円		
		⑩ 森林吸収クレジット販売促進事業 新たな環境ビジネスの構築を目指す	1,100,000円	993,060円	106,940円		
		⑪ 林業躍進プロジェクト推進事業 関係に加えて、主伐を計画的・段階的に導入するプロジェクトの推進	187,000円	108,980円	78,020円		
				<b>269,398,000円</b>	<b>256,478,983円</b>	<b>12,919,017円</b>	
		木をつかう活動	持続的に森林整備を進めるために不可欠な森林資源の利活用を促進するため、公共的施設や民間住宅における木造化・木質化、県産材の需要拡大を推進するとともに、林内に放置されている未利用材の有効活用を図り、再生可能なエコ・マテリアル（環境素材）である木材を暮らしの中に取り入れ、人にやさしい生活環境を創造する。	① 木質バイオマス利用促進事業 未利用材を木質バイオマスとして有効利用	30,318,000円	30,003,000円	315,000円
				② 公共施設木材利用推進事業 地域のシンボルとなる公共施設の木造化	11,761,000円	11,499,400円	261,600円
③ 県立学校校舎等整備事業 県立学校校舎の木造化	32,000,000円			32,000,000円	0円		
④ 自然公園木製施設整備事業 自然公園内に県産木材を使った標識、柵、階段などを整備	4,600,000円			4,291,892円	308,108円		
⑤ 木の香る公園施設整備事業 都市公園に県産木材を使った休憩所やベンチなどを整備	2,700,000円			2,700,000円	0円		
⑥ えひめ材住宅普及啓発事業 民間住宅に良質な柱材を無償提供する等、木造住宅の建設を促進	76,940,000円			70,981,718円	5,958,282円		
⑦ 原木乾しいたけ等生産促進事業 クヌギ等の広葉樹をしいたけ等の原木として利用することを促進	23,827,000円			23,799,203円	27,797円		
⑧ 愛媛県産材製品市場開拓促進事業 県産材の販売体制整備や大消費地での市場開拓等を支援	15,500,000円			14,437,790円	1,062,210円		
⑨ 駐在所等庁舎整備 駐在所（今治警察署水上交番）の木造化	3,000,000円			3,000,000円	0円		
⑩ 水産研究センター魚類検査室移設 水産研究センター魚類検査室の木造・木質化	3,000,000円			3,000,000円	0円		
⑪ 原木乾しいたけ消費拡大緊急対策事業 県産原木しいたけの販路開拓及び安全性のPR	4,000,000円			4,000,000円	0円		
		<b>207,646,000円</b>	<b>199,713,003円</b>	<b>7,932,997円</b>			
森とくらす活動	県民参加による森づくりを推進するため、森づくりを行う市民グループや団体間の交流や情報の提供、森づくりの場（フィールド）の提供を行なうとともに、次代を担う青少年を対象とした森林体験や森林環境学習等を行い、暮らしの中で森林との共生を推進する。	① 県民と森との交流促進事業 県民と森との交流促進	12,660,000円	11,228,434円	1,431,566円		
		② 自然観察会開催事業 青少年を対象とした自然観察会を開催	900,000円	818,020円	81,980円		
		③ 森とのふれあい活動促進事業 森づくりを行う青少年や県民の活動を支援	10,039,000円	7,796,740円	2,242,260円		
		④ 林業普及指導事業 森林そ生プロジェクトの成果を県下に普及させるための体験と広報誌の発行	3,600,000円	2,687,531円	912,469円		
		⑤ 「森林わくわく体験」推進事業 幼稚園や小中学校に対する森林環境教育の推進	2,046,000円	2,046,000円	0円		
		⑥ 都市近郊林保全事業 緑に親しむ空間を提供するため、都市近郊林を整備	400,000円	409,320円	-9,320円		
		⑦ 巡回展「森の博物館」開催事業 自然や森林に関する巡回展や森林観察会等の開催	2,000,000円	2,000,000円	0円		
				<b>31,645,000円</b>	<b>26,986,045円</b>	<b>4,658,955円</b>	
公募事業	森林環境税の目指す「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を県民と一体となって推進するため、県民の豊かな発想を施策に反映するとともに、自発的な活動を支援し、森林に対する県民参加活動を発展させる。	① 県民参加の森林づくり公募事業費	30,000,000円	24,284,000円	5,716,000円		
			<b>30,000,000円</b>	<b>24,284,000円</b>	<b>5,716,000円</b>		
○ 計			538,689,000円	507,462,031円	31,226,969円		

#### ④ 森林ボランティアの推進

県民共有の財産である森林を適正に管理していくためには、県民参加による森林づくりを推進していく必要がある。県内でも環境保全に対する意識の高まりなどから、森林ボランティア活動が芽生えており、その活動の支援体制を整備するとともに、ボランティア活動の拠点として広葉樹の森を「ボランティアの森」として整備してきた。

平成 17 年度からは、森の交流センターを基点に森林ボランティア活動を行う団体等を支援することとしており、森林環境税を活用した公募事業等では、今まで森林ボランティアに参加したことの無かった県民が参加する機会が増えるなど、これまで以上に森林に対する県民の関心が高まりつつある。

また、企業において、社会的責任（CSR）や環境経営の意識が高まっており、現在、県と7企業等が森づくり活動協定を締結し、植林や下刈り等の森林保全活動に取り組んでおり、こうした取り組みによりボランティア数が飛躍的に増加している。

さらに、同センターでは、「森林環境の保全」、「森林と共生する文化の創造」を目的とし、県民が行う森林（もり）づくり活動を支援するため、活動の場となる森林の登録を募集し、提供された森林を森林づくりフィールドとして登録し、活動を実施する個人、企業、ボランティア団体等に情報提供と斡旋を行っている。

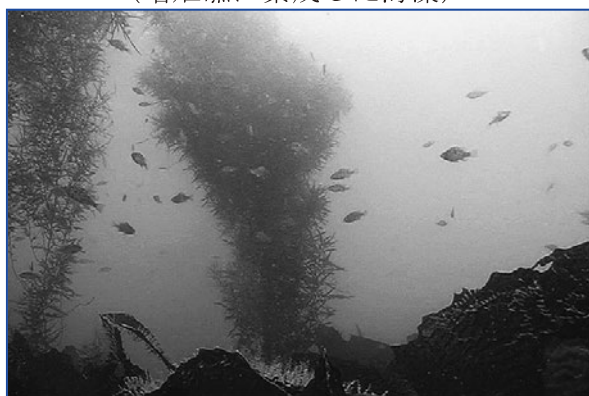
森林ボランティア数の推移 (単位：人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
森林ボランティア数	3,006	2,828	2,823	2,868	4,018

#### 4 増殖場造成事業による藻場造成

藻場は、「海のゆりかご」とも呼ばれ、魚介類の産卵場、幼稚魚の育成場となるなど水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、二酸化炭素の固定や海中の窒素やリンを吸収するなど水質浄化機能も有している。しかしながら、県内の藻場は、この30年の間に大きく減少していることから、県や市町では、資源の維持増大や沿岸域の水域環境の保全を図るため、幼稚魚の隠れ家となる海藻が繁茂し、餌となる付着生物が棲みつきやすい増殖場の整備を進めるとともに、整備箇所を選定する際には、事前に希少野生動植物の分布状況を確認するなど、生物多様性の保全に配慮しながら事業を実施している。

(増殖礁に繁茂した海藻)



(増殖礁に集まるメバル幼魚)

